

広報 あじす

お知らせ版

AJISU

昭和61年 9 / 20
No.176

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番代 ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▲おじいちゃん、おばあちゃんありがとう…縄田徹也君、下川聡美ちゃん、中野美鈴さん

▶「まだまだ社会のお役に」
老人代表の山田秀雄さん



▲余興には実年男性の日本舞踊も



年輪を重ねた元気な顔・顔・顔

元気なお年寄りで満員 敬老会に435人出席

町主催の敬老会が九月十三日に町公民館三階の大講堂で行われました。

長寿を祝って七十二歳以上のお年寄り八百三人を招待しましたが、半数を越す四百三十五人が出席。会場は元気なお寄りで満員でした。

式では三好正之町長が、長寿のお祝の言葉を述べ、今年度から敬老年金を受けられるお年寄りの代表・西村滋さん（源河）に年金証書を贈りました。

また、今年度九十歳に達する十三人には町から記念品が贈られました。町社会福祉協議会からもお年寄りの代表・渋谷富美子さん（寺河内）へ記念品がそれぞれ贈られました。

県知事（代理、中部社会福祉事務所長）松浦有朋副議長が祝辞。縄田徹也君（阿小一年、南祝）下川聡美ちゃん（井小一年、旦東）中野美鈴さん（阿中一年、縄南）が児童・生徒を代表してお年寄りに感謝の気持ちを込めて作文を朗読しました。

これに対して、お年寄りの代表・山田秀雄さん（小南）が感謝の言葉を述べて幕を閉じました。

式典終了後は善意で参加した七団体が自慢の芸を披露し、お年寄りを大いに喜ばせました。

各課からのお知らせ

役 場 41111
 教育委員会 2022

企画課

有線 2144

開発行為・3千㎡以上
 土地売買・5千㎡以上
 許可や届け出がいろいろ

は、「土地売買等届出書」を
 県知事に提出しなければなり
 ません。

書類を提出されるときは企
 画課へ事前に「相談」ください。

県民手帳をあつせん中

県は毎年「県民手帳」を發
 行していますが、来年度の申
 し込みを受け付けています。

この手帳は、日記欄のほか
 に県内の統計資料なども収録
 してあり、持ち歩ける情報源
 として非常に便利なものです。

各地区の区長さんに予約申
 し込み書を配布していますの
 で、希望者は十月九日(木)
 までにお申し込みください。
 一冊三百円です。

水道課

有線 2141

井戸水の検査は
 保健所で

井戸水の検査を希望される
 方には山口保健所が検査して
 くれます。町水道課にお申し
 出になれば取り次ぎをします。
 検査項目は飲料水として適

しているかどうか化学検査と
 細菌検査の二通りについて十
 二項目にわたって行います。
 町が保健所へ取り次ぐのは
 毎月第三火曜日。直接保健所
 へ持参される場合は保健所が
 毎週火曜日午前九時から十一
 時まで受け付けています。
 採水方法に注意がいきます
 ので希望者は町水道課へ「相
 談」ください。検査料は四千百
 円。

保健衛生課

有線 2122

一般健康診査を実施中

老人保健法による健康診査
 を次のとおり実施しています。
 まだの人はぜひ診査を受け
 て、自分の健康状態をつかむ
 ようにしてください。

他の検査や発見された病氣
 の治療を行った費用は、各自
 の負担となりますので健康保
 険証を、七十歳以上の人は健
 康手帳と医療受給者証も忘れ
 ないでください。

住民課

有線 2132(福祉)
 2135(戸籍)

児童手当
 特例給付の支払い

児童手当や児童手当特例給
 付金の今回の支払いは、町か
 ら次のとおり受給者の預金口
 座に振り込みます。
 ▽支払日 十月九日(木)
 ▽支払内容 六月分・九月分
 ただし、六十一年七月分以
 降支給開始の認定通知を受け
 た受給者および支給廃止にな
 った人については、それぞれ

の月の額になります。
 児童手当についての手続き
 や問い合わせは、住民課福祉
 係まで。
 戦没者の遺族や旧軍人軍属
 の人などを対象に、移動援護
 相談会が次のとおり開かれま
 す。
 ▽期日、場所 十月八日(水)
 宇部市文化会館 三十一日
 (金) 山口市役所
 ▽時間 いずれも午前十時か
 ら午後三時
 ▽内容 旧軍人軍属の一時恩
 給、普通恩給、傷病恩給、戦
 没者遺族の遺族年金、公務扶

総務課

有線 2133

秋の交通安全健民運動

九月二十一日～三十日

「思いやり みんなのため
 の交通安全」をスローガンに
 秋の交通安全健民運動が展開
 されます。期間は九月二十一

阿知須町交通事故発生件数

(8月末まで)

	60年	61年	増減
発生件数	64	78	+14
死者	0	0	—
重傷	4	3	-1
軽傷	22	17	-5

今回の運動の重点目標は次
 の三つです。
 一、シートベルト・ヘルメツ
 トの正しい着用の徹底
 二、歩行者、自転車利用者、
 特に高齢者の交通事故防止
 三、無謀運転の追放
 ことしの町内における交通
 事故発生状況は表のとおりで
 負傷者はやや減少しています
 が、発生件数は増加していま
 す。引き続き安全運転を心が
 けましょう。



助料など
 ▽問い合わせ 町住民課(有
 線二二三二)

特別永住許可申請は
 お済みですか

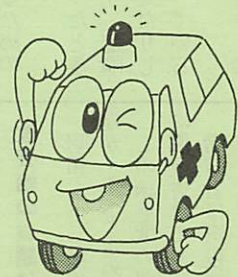
申請できる人は、終戦前か
 ら引き続き日本に在留してい
 る朝鮮半島・台湾出身の人た
 ちとその直系の子孫として日

本で生まれ、引き続き在留し
 ている人たちです。
 永住許可の申請をすればす
 べて永住が許可されます。ま
 た、手数料は不要です。
 まだ申請していない人は、
 最寄りの入国管理局へ申請し
 てください。
 詳しくは広島入国管理局下
 関出張所(電話下関②一四三
 一)におたずねください。

"久休箱"では困ります

お宅の救急箱はいざというときにすぐ使えますか？それともどこになが入っているのか分からないというような"久休箱"になっていませんか。少なくとも半年に一度は定期点検をし、古くなった薬は捨て、足りない薬は補充しておきましょう。また救急箱は、軽いカゼや小さなケガを自分で治療したり、医者にかかるまでの応急処置に欠かせないものです。いつも決まった場所に備えて、すぐに使えるようにしておきましょう。

イラストを参考に救急箱の中味をチェックし、足りないものは補充してください。

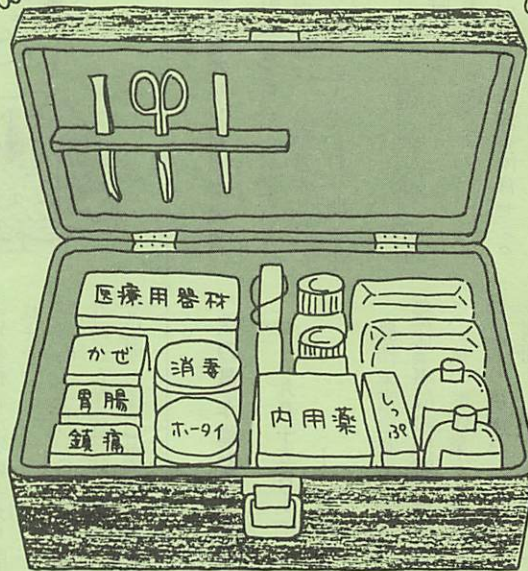


これだけは、そろえておきましょう

医療用器材

- ピンセット
- はさみ
- 綿棒
- とげ抜き
- ガーゼ
- 脱脂綿
- バンソウコウ
- ホウタイ
- ホウタイ止め
- 体温計
- 眼帯
- 三角巾

※このほか氷のう、氷まくらを手近なところに備えておくと便利です。



内用薬

- 胃腸薬
- 下痢止め
- かぜ薬
- 解熱鎮痛剤

外用薬

- 消毒薬
- きず薬
- 湿布
- かゆみ止め
- 目薬
- 洗腸
- やけど薬

直木賞作家
藤本義一氏の講演会
29日午後・町公民館で

の講演会が九月二十九日午後二時から三時半まで町公民館で開かれます。
藤本氏は大阪府立大学在学中からシナリオを書き、昭和三十三年「つばくろの歌」で

を受けたほか四十九年に「鬼の詩」で直木賞を受賞。人間・商売・ことば・風俗などについても幅広い知識と観察眼をもち、テレビ、ラジオ等でも活躍している人。

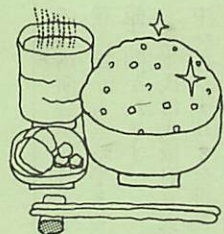
狭郡内の六地区の商工会です。が、会員以外の人の聴講も歓迎しています。入場無料。開演は二時ですが入場はそれの十五分前まで。

お店の区分など	税 額	公給領収証
料理店・小料理店 バー・キャバレー	料金の10%	すべて交付されます
旅 宴会など遊興を伴うとき		
館 宿泊の場合 (1人/泊につき)	5,000円を超えるとき・2,500円を控除した差額の10% 5,000円以下のとき…税金はかかりません	税金のかかるときはすべて交付されます
館 宿泊しない場合	1人当たり2,500円を超えるとき…料金の10%	
飲食店・大衆食堂 喫茶店など	1人当たり2,500円以下のとき…税金はかかりません	
料理店・仕出し屋など から仕出しを受けたとき	1品の価格が1,000円を超えるとき…料金の10% 1品の価格が1,000円以下のとき…税金はかかりません	交付されません

※知事の承認を受けた会計機で作成された料収証は公給料収証に代わるものとして取扱われます。

公給領収証は必ず受け取りましょう
料理飲食等消費税は、みなさんが料理店、旅館、飲食店などを利用されたときに課税される県税で、料理店などの経営者が県に代って料金といっしょにこの税金を徴収して県に納める仕組みになっています。皆さんが、料理店などで料金とおりです。
税率などのあらまは次の
金と料理飲食等消費税を支払われるとき、経営者は、この税金を受け取ったしるしとして「県が交付した公給領収証」をお渡しすることになります。
料理飲食等消費税が確実に県に納められるよう必ず「公給領収証」を受け取りましょう。

お知らせ



赤い羽根募金運動

十月一日から始まります

「赤い羽根」で親まれている国民助け合いの共同募金が、今年も十月一日から全国一斉に行われます。
わかち合うしあわせーお互いに困ったときは助け合い、住みよい地域社会をつくる活動に進んで参加しようーという一人ひとりのやさしさを行動で表わすもの、それが赤い羽根です。
昨年は、町内で百八十一万五千五百八十九円がみなさんから寄せられました。

全国道路標識週間

十月六日～十二日

十月六日から十二日までは、全国道路標識週間です。
道路標識は、道路を安全、快適、円滑に利用するための安全施設です。
初めての土地へ行ったときの道しるべとなったり、危険な道路の場所を知らせたりして、交通の安全を図っているのが道路標識です。
県・町では標識が正しく設置されているか、設置が必要な所がないかなど、道路標識が有効に活用できるよう検討しています。

歌会始のお題は「木」

昭和六十二年の歌会始のお題が「木」と定められました。この詠進歌の要領は町役場に備えてあります。
希望者は町役場企画課までおいでください。
なお詠進歌を宮内庁が受け付ける期限は十月十一日となっています。



この浄財は、恵まれない子どもやお年寄り、身障者の方の福祉のために役立てられました。
今年も、一戸あたり六百円を目標に募金活動を行います。みなさんの温かいお気持ちにより、一人でも多くの人々の幸せが築かれますよう、ご協力をお願いします。

司法書士の無料法律相談

司法書士の無料法律相談が次のとおり開かれます。
▽日時 十月一日(水) 午前九時から午後二時まで
▽場所 町役場二階保健室
▽相談内容 登記、供託、訴訟書類作成など、司法書士の業務に関するもの
▽問い合わせ先 山口県司法書士会 電話山口②(五二二一〇)

表示登記の無料相談

土地家屋調査士の表示登記の無料相談が次のとおり開かれます。
▽日時 十月一日(水) 午前九時から午後二時まで
▽場所 山口県内の土地家屋

秋の農作業安全運動

九月十五日

十一月十四日

農作業安全意識の高揚と、農作業事故の撲滅を目的として、秋の農作業安全運動が次のとおり展開されます。
▽期間 九月十五日～十一月十四日
▽重点運動事項
①農作業の前後には必ず作業機の点検を実施する。
②機械の点検、調整、修理は必ずエンジンを止め、作動部が完全に停止してから実施す

調査士事務所

▽相談内容 土地：分筆、合筆、地目変更、境界確認など
建物：新築、増築、減失、分割、区分など
詳しいことは、山口県土地家屋調査士会(電話山口②(五九九七五))にお問い合わせください。

心身障害児のための療育相談会

心身障害児療育相談会が次のとおり開かれます。
この相談会は、在宅心身障害児の早期発見、早期治療をはかるためのもので、医師や専門家が適切な助言、指導、療育機関の紹介などを行います。

◆催しもの◆

- ▽対象 在宅障害児とその保護者
- ▽日時 十一月十四日(金) 午後一時～三時
- ▽場所 山口保健所(山口市葵町二丁目五十六九)
- ▽申し込み 十月二十日(月)までに、町住民課福祉係へ。
- 23日 近郷バドミントン大会(勤労者体育センター、午前九時)
- 26日 一歳六か月児健康診査(公、午後一時)
- 28日 町内球技大会(阿中ケラウンド、午前八時)
- 30日 麻しん(新井医院、午後二時～三時)(公公民館)

作業中危険なところへ手を入れない

カッター、チェーンベルト、バリカンに注意

